

育児休業手当金受給者各位

沖縄県市町村職員共済組合保健課

育児休業手当金の支給期間の延長に係る見直しについて

平素から当共済組合の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
標記の件について、令和7年4月1日に施行される地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴い、育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しが行われます。
つきましては、育児休業手当金の請求手続きも変更になりますのでお知らせいたします。

記

【要件】

子が1歳に達する日後の期間について延長する場合、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているもの」として、次の(1)～(3)のいずれの要件を満たす場合とする。

- (1) 市町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申込を行い、利用（入所）開始希望日が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。
- (2) (1)の申込の内容が、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである」と認められるものとして下記を満たすものであること。
 - ① 市町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。（詳細：別添裏面Ⅶ）
 - ② 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。（詳細：別添裏面Ⅹ,Ⅺ）
- (3) 申し出に係る子が1歳に達する日の翌日の時点で保育の実施がされていないこと。ただし、当該子についてこれまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除くこと。

【必要書類】

- ・ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・ 市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し ※1
(電子申請の場合は申込内容出力したもの、または申込をした画面の複写)
- ・ 市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知
(交付年月日が、子が1歳に達する日の翌日の2カ月前（4月入所の申込みの場合3カ月前）以降のもの)

※1.本通知を受け取る以前に申し込みを行い利用申込書の写しがない方に関しては、経過措置としての対応が確定次第、共済組合のホームページに掲載しますのでご確認ください。